

障害児等療育支援事業のご案内



障害児等療育支援事業とは



在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児（以下「障害児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的として、沖縄県が行っている事業です。

○ 事業の内容

在宅支援訪問療育等指導事業

ア 巡回相談

相談・支援を希望する在宅障害児等のご家庭に定期的若しくは随時訪問を行ったり、相談・支援を必要とする地域を巡回する等の方法で、在宅の障害児等及びそのご家族に対して各種の相談・支援を行います。

イ 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害児（者）の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する助言等を行い、併せて各種の相談に応じます。

在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害児等及びそのご家族に対して、外来の方法により、各種の療育・相談を行います。

施設支援指導事業

障害児等の通う保育所・学校や児童デイサービス事業所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の研修・指導を行います。

○ 対象者

県内に在住する在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児及びそのご家族。

○ 利用は無料です。





実施事業所一覧

事業所名	所在地・連絡先	実施事業	概要
名護療育園	住所：名護市宇字茂佐1765番地 連絡先：0980-52-0957	訪問療育	赤ちゃん体操教室よちよち（毎月第1土曜日午前10時～12時）、リハビリテーション・医療ケア等、離島巡回（伊江村・伊是名村・伊平屋村）、陸上競技練習、交流保育（5・8・11・2月）、僻地交流療育（6・9・12・3月の土曜日午前10時～12時）、園外保育（月1回）、園外散策（月1回）、バリアフリーサイクリング（午前8時半～午後4時）、重症児へのスポレク・車椅子・給食（摂食）・プールの指導等（月1回程度）、SST（サッカー等スポーツ）（毎月2回16時～17時半）
		外来療育	外来保育（月・水・金曜日午前10時～午後12時）、赤ちゃん体操教室よちよち（7月の第1土曜日10：00～12：00）、重症児へのスポレク・ポッチャ等、デュエット（自転車）・練習
沖縄中部療育医療センター	住所：沖縄県沖縄市字比屋根5-2-17番地 連絡先：098-932-6077	訪問療育	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時まで（祝祭日、夏季・冬季休暇除く）
		外来療育	外来保育（毎週水曜日祝祭日除く 午後3時～4時）、外来療育（学童グループ：毎週火曜午後4時～5時、未就学児グループ：毎週火曜午後3時～4時）全グループ共に祝祭日除く
グリーンホーム	住所：沖縄県中頭郡中城村字新垣1583番地 連絡先：098-895-3999	外来療育	音楽療法（リトミック）（毎月2回土曜日15時30分～16時30分）、ソーシャルスキルトレーニング（前期・後期各8回 第1・3金曜日 19時30分～21時30分 北中城村社会福祉センター、グリーンホーム、第2・4金曜日 19時30分～21時30分 沖縄国際大学、グリーンホーム）、ペアレントトレーニング（8回程度 土曜日10時～12時）
Enjoy	浦添市字前田998-3 連絡先：098-877-0552	外来療育	毎週火曜日午後4時半～5時半
沖縄南部療育医療センター	住所：那覇市寄宮2-3-1 連絡先：098-832-3283	訪問療育	巡回相談（1利用者につき月2回）、訪問による健康診査（1利用者につき年1回）、久米島町巡回相談（年3回）
		外来療育	未就学児通園総合療育活動（月～金曜日）、子育て教室（年6回）、補装具相談（適宜）、水中運動活動（7月～8月週1回）
さぼーとせんたーい	住所：沖縄県那覇市泊1-18-8 連絡先：098-861-1187	訪問療育	月～金曜日 午前10時～午後6時まで 離島巡回（中南部の離島）
		外来療育	月～金曜日 午前10時～午後6時まで ペアレントトレーニング、ティーチャーストレーニング など
みなみの里	住所：糸満市字摩文仁207番 連絡先：098-997-3900	外来療育	音楽療法（毎週金曜日午後4時～5時） 料理教室（毎月第4土曜日午前9時～13時）
ふれあいの里	住所：宮古島市平良字西仲宗根1327-1 連絡先：0980-73-5305 市内窓口：0980-74-3719 （デイサービスセンターいけむら内）	訪問療育	毎月第2・3金曜日・土曜日 （言語訓練・理学訓練：毎月、専門訓練・専門医相談：年4回）
		外来療育	言語・コミュニケーションの訓練 （毎月第1・4土または日曜日） ※その他各種相談は随時受付
サポートセンターどりいむ	住所：石垣市真栄里97-4 連絡先：0980-87-0762	訪問療育	医師相談・言語相談・作業療法・理学療法・発達相談等
		外来療育	ソーシャルスキルトレーニング・ペアレントトレーニング・言語相談・発達相談

※施設支援指導事業については、全事業所で行っています。

事業に関するお問い合わせは、各委託先事業所もしくは沖縄県障害福祉課まで。

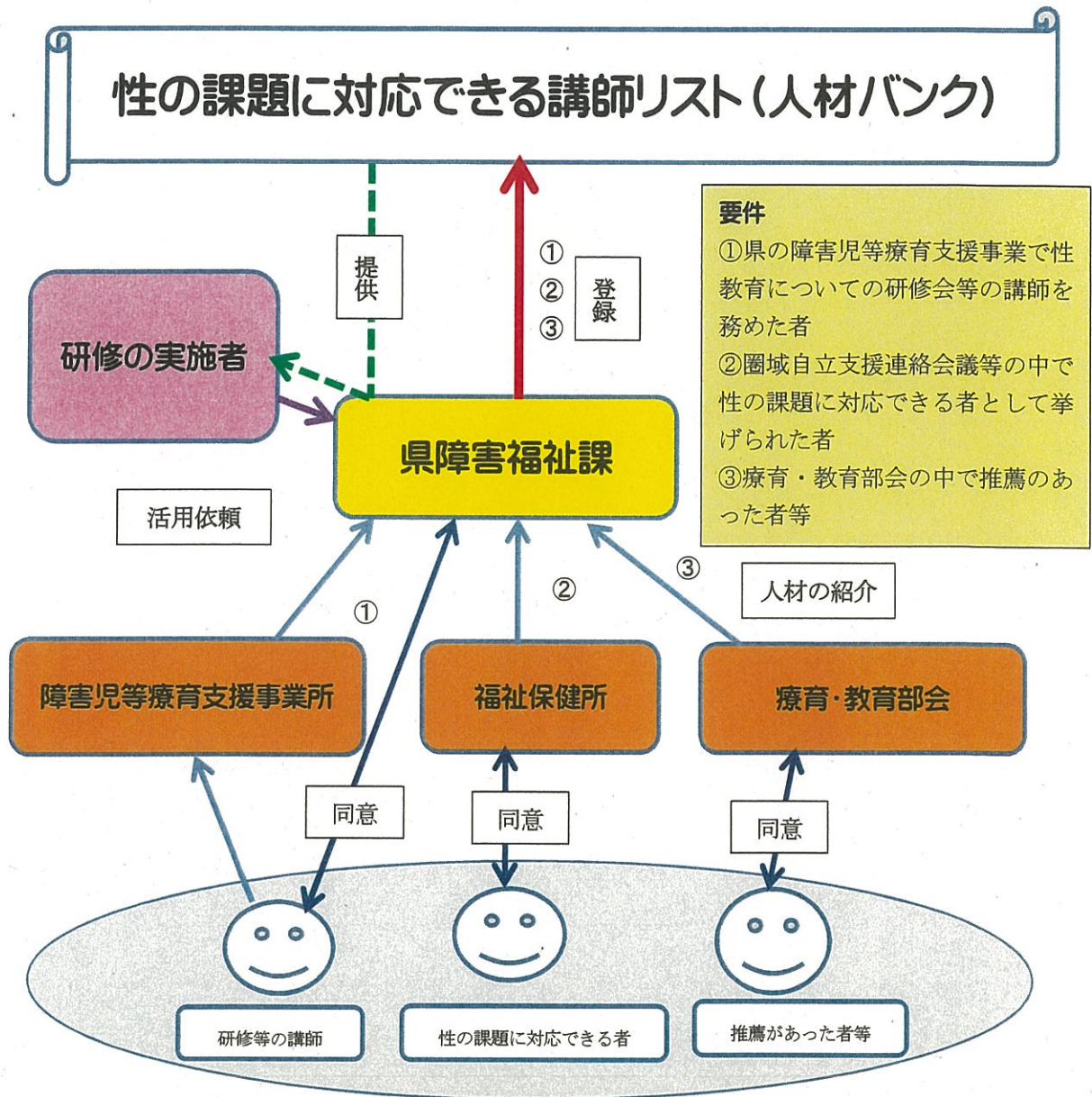
沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 電話：098-866-2190



沖縄県



性の課題に対応できる講師リスト（人材バンク）について



○目的

性の課題に対応できる人材育成のため、研修会等を開催するにあたり、各圏域で活用できる講師リストを整備し、活用を図ることを目的としています。

○取扱について

- ・講師リストを活用したい場合には、県障害福祉課へ情報提供依頼を届出ください。
- ・届出の内容により、県障害福祉課より講師リストに関する情報提供をします。

<注意>

- ・情報提供を得た方は、目的以外で講師リストの利用はしないでください。
- ・講師リストに関する情報提供を目的とし、講師を派遣するものではありません。したがって、講師が研修をお断りする場合もあることをご了承ください。また、研修の開催等に当たり、県障害福祉課が責任を負うものではありません。

重症心身障害児レスパイトケア推進基金事業

沖縄県障害福祉課

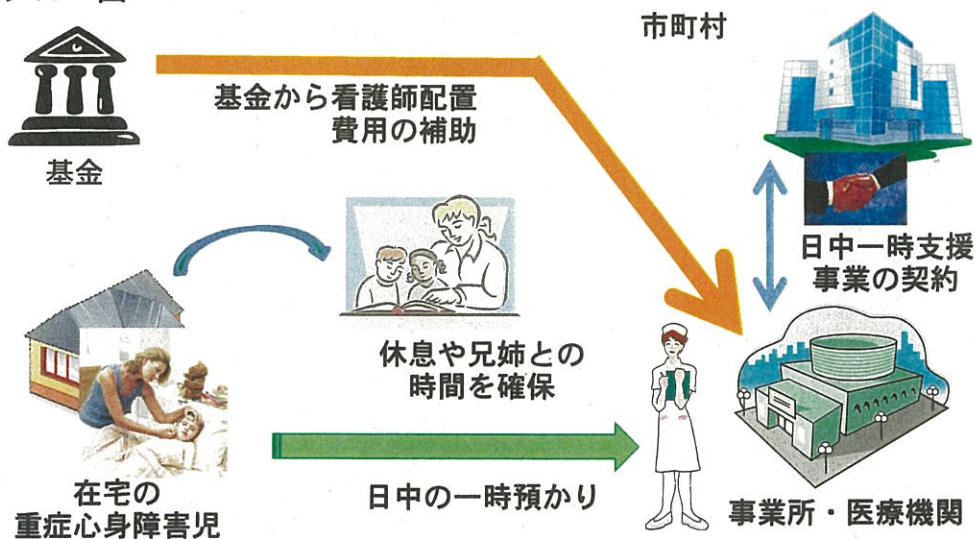
1 事業概要

短期入所の事業所がない地域において、重症心身障害児が在宅療養ができるよう、新たに日中一時支援によりレスパイトケアを実施する障害福祉サービス事業所及び医療機関に対し、資金支援を行う。

八重山圏域でレスパイトケアを実施する事業所・医療機関に看護師1人を配置する費用の一部を補助する。

積算内訳 1か所分 定額 2,400,000円

2 事業フロー図



3 事業の現状・必要性・緊急性

八重山圏域では、医療型障害児入所支援、医療型児童発達支援及び医療型の放課後等デイサービスの事業所はなく、重症心身障害児が在宅で療養する場合の支援が乏しい状態である。

平成26年の調査において八重山圏域で医療的ケアを要する在宅の重症心身障害児者は13人（障害児は3人）おり、特に障害児はほとんど家族の介護だけで在宅療養をしている状況である。

保護者の介護負担の軽減を図るため、療育機能としてレスパイトケアを実施できる事業所を確保する必要がある。

4 事業効果（有効性・妥当性・効率性）

日中一時支援の活用により、市町村から事業所に対して給付費が支出されるので、看護師1人の給与の一部を補助することで、レスパイト機能が確保される。これら制度の活用により、家族も原則その費用の1割負担で利用することができ、市町村、県、事業所の協力により事業を継続して実施していくことができる。

新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画について

- 計画期間：平成26年度から平成30年度まで
- 実施事業の中で、数値目標を設定
- 5つの重点項目に、新たな課題、取り組むべき施策を盛り込む

情報発信・普及啓発等について

- ・発達障害に対する正しい知識や理解を広めて子どもが引き続き重要
- ・支援者に対しても、各分野の関係機関で共通の理解の元で支援を行うため、研修等の計画について各分野が協力して取り組む。

(今後の取組等)

- ・がじゅま〜のホームページ活用による利用者及び支援関係者向けの情報提供
- ・発達障害の理解に向けた普及啓発講演会及び支援者育成のための研修会の充実 等

早期発見、早期支援体制について

- ・発達障害児(者)の支援は、早期発見、早期支援が最も重要
- ・乳幼児健診の充実に加え、日常生活の場や子育て支援と同時「気づき」の支援の充実を盛り込んだ早期支援体制づくりに取り組む。

(今後の取組等)

1. 乳幼児健診の受診率の向上 (1歳半：86.9%→90.3%)
2. 障害児等療育支援事業の拡大 (9か所→10か所)
- ・乳幼児健診事後教室や親子通園の増 (19か所→22か所)
- ・えいぶる(改訂)の検討、普及等
- ・日常生活の場での「気づき」支援 等

医療機関のネットワークづくり

- ・依然として地域で発達障害診療できる医療機関が不足
- ・入院治療をも含むより高度な専門的治療を行う医療機関の不足や、医療体制に課題があるため、医療機関従業者を対象にした研修の実施や、医療機関間の情報共有の活用、医療機関のネットワークの構築に向けて取り組む。

(今後の取組等)

- ・子どもの心の診療ネットワーク事業の実施(0→5圏域)
- ・発達障害診療ができる医療機関の増(17機関→25機関)
- ・児童思春期の療養病床の確保 等

企業
H0-7-7



自立支援協議会

情報共有・課題解決のための協議の場



事業所

【支援の中核】
発達障害者支援センター
がじゅま〜



学校

情緒障害児短期治療施設



病院・クリニック

成人期、就労の支援

- ・発達障害者や家族に対する支援ニーズに対する支援が困難な場合(未診断や、発達障害が疑われるケース)の課題に取り組むことが重要
- ・就労や日常生活両方を合わせた支援の充実や、支援者や企業に対する理解促進の強化に取り組む。

(今後の取組等)

- ・障害者の法定雇用率の達成(民間企業2.0%以上)
- ・困難事例を支援する地域支援マネージャーの配置
- ・就労関係機関等との連携の強化 等



子ども・若者総合相談センター

相談支援と発達支援、関係機関との連携

- ・ライフステージを通じて途切れのない一貫した相談支援体制の構築と同時に、発達障害児(者)を持つ家族を含めた包括的な支援が必要
- ・各分野が連携したつなぎ支援や、人材育成に向けた取組を実施するため、体制整備に向け引き続き取り組む。

(今後の取組等)

- ・相談支援専門員等、支援者に対する人材育成や各分野で協力した人材育成の取組(センター主催・共催研修：延べ150件、延べ受講者数6,000名)
- ・情緒障害児短期治療施設の設定(0→1箇所)
- ・子ども・若者総合相談センターの設置 等

新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画 数値目標等 一覧

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)	担当課
乳幼児健康診査受診率(1歳6ヶ月児)	受診率	%	86.9	93.3	健康長寿課
乳幼児健康診査受診率(3歳児)	受診率	%	83.9	90.3	健康長寿課
乳幼児健診事後教室の実施状況	市町村数	市町村	19	22	健康長寿課、障害福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害福祉課
親子通園の実施状況	設置箇所数	か所	19	22	障害福祉課
私立幼稚園特別支援教育補助事業	箇所数	園	13	16	総務私学課
幼児教育政策プログラムの策定率	策定率	%	56	100	義務教育課
保幼小合同研修会開催状況(年間)	回数	回	3	5	義務教育課
市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況	市町村数	市町村	38	41	青少年・子ども家庭課
子ども・若者総合相談センター事業	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
県自立支援協議会(療育・教育部会)の開催(年間)	回数	回	0	2	障害福祉課
発達障害者支援センター運営事業による研修等(累計)	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課
高等学校への特別支援教育支援員の配置	配置数	名	15	22	県立学校教育課
個別の教育支援計画の策定率	策定率	%	80	100	県立学校教育課
障害児職業自立推進による訪問企業数(年間)	企業数	社	6	6	県立学校教育課
特別支援教育指導資料集作成状況(累計)	作成数	冊	0	5	県立学校教育課
情緒障害児短期治療施設の設置	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
圏域別研修等事業(累計)	回数	回	8	50	福祉保健所
障害者実雇用率(目標値を法定雇用率で設定)	雇用率	%	2.12	2.0	雇用政策課
県自立支援協議会(就労支援部会)の開催(年間)	回数	回	0	2	障害福祉課
子どもの心の診療ネットワーク事業	箇所数	か所	0	5	健康長寿課
発達障害児(者)支援協力医療機関数	医療機関数	機関	17	25	障害福祉課
情報発信、普及啓発等に関する研修(累計)	回数	回	1	5	障害福祉課

はじめに

サポートノート「えいぶる」は、発達に何かしら気になることがあるお子さんとそのご家族の方に利用していただくために作られました。

サポートノート「えいぶる」を介して、子どもと家族に関わる多くの人たちが情報を共有し連携を深めることで、その子どもの個性に応じた一貫した支援がなされることを目的としています。

サポートノート「えいぶる」には、子どもに関するさまざまな情報を、原則的には保護者が記録・保管して、必要なときに必要なページを関係者に見てもらったり、書いてもらったりして下さい。また、変更があった場合は随時書き直して下さい。

必要に応じて、用紙を追加しその時々のおいでの写真を添付してコメントを書いたり、お誕生カードを貼ったり、子どもの成長記録を残しても良いと思います。

子育ての中で、「どうしたらいいの?」と悩んだ時は、サポートノート「えいぶる」に書かれている相談機関に相談してみてください。

<サポートノート「えいぶる」の使い方>

サポートノート「えいぶる」に書かれている内容はとても大切な情報です。

☆サポートノート「えいぶる」の保管や管理、活用は全て保護者の責任において扱われることが基本原則です。厳重に取り扱って下さい。

☆支援者が活用する場合も、個人情報の保護を厳守する等、取り扱いには十分に注意して下さい。

*サポートノート「えいぶる」に記載されている内容を支援機関の担当者が取り扱う際には、保護者にその可否を確認して下さい。

なまえ

1 プロフィール

フリガナ		性別	愛称
氏名		男・女	
生年月日	年 月 日	血液型	Rh ()
配慮すること (禁忌事項)			
アレルギー	薬		
	食べ物		
	その他		
現住所 (自宅)	TEL		
病院・施設等の 長期入院・入所 先の住所等	TEL		
手帳の有無 公費医療費 制度利用の有無	身体障害者手帳 あり () 精神障害者手帳 あり () 療育手帳 あり (A1 A2 B1 B2)	無 有 無 有 無 有 無 有	無 有 無 有 無 有 無 有
	<公費・医療費制度> 未熟児養育医療 自立支援医療 (育成) 小児慢性特定疾患治療研究事業 特定疾患治療研究事業 重度心身障害児医療費の助成 母子及び父子家庭医療費助成		
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号/携帯番号

目 次

- ☆ はじめに
- 1 プロフィール
- 2 生まれた時のこと
- 3 関わっている機関
- 4 家族について
- 5 発達経過
- 6 医療の利用状況
- 7 療育・教育機関の利用
- 8 福祉制度の利用 (障害者手帳の取得状況)
- 9 福祉制度の利用 (年金手帳の取得状況)
- 10 身長と体重
- 11 生活の記録
 - (1) 0 歳児
 - (2) 1~2 歳児
 - (3) 3~4 歳児
 - (4) 5~6 歳児
 - (5) 小学校 (小学部) 1~2 年
 - (6) 小学校 (小学部) 3~4 年
 - (7) 小学校 (小学部) 5~6 年
 - (8) 中学校 (中学部)
 - (9) 高等学校 (高等部)
- 12 社会への移行計画
- 13 卒業後の進路
- 14 資料
 - (1) 相談窓口 (医療、福祉保健所、保育、教育)
 - (2) 相談窓口 (福祉)
 - (3) 教育機関
 - (4) 就学に向けて
 - (5) 各種検査のつづり
- ☆ おわりに

小学校(小学部)1年生 記録(年 月 日) 記録者名()

学校名 () 学校連絡先()	平熱 () 飲んでいる薬 有 (服薬名) . 無
食事の形態 (普通食 . 流動食 . 軟食 . その他()) 食事の方法 (自分で . 一部介助 . 全介助 . 経管栄養) 好き嫌い 無 . 有 (何) 食事に要する時間 (分位)	
オムツの使用 (毎日 . 時々 . 寝るとき) 排泄の状況 尿(自立(自分でできる) . 導尿 . カテーテル留置) 回数(回) 尿の合図 有 () . 無 便 (毎日ある . 便秘気味 . 薬 () の利用) 便の合図 有 () . 無	
全介助 () 一部介助 () 自立	
コミュニケーションの手段 < コミュニケーションの手段 > 言葉を使って . 指差しで要求 . ジェスチャー 人の手を使って (クレーン現象) . サイン . 絵カード 文字を使って . パソコン . 介護者が表情を読み取る	
コミュニケーションの様子	
睡眠	時間 一定 就寝時刻 時 起床時刻 時 不規則 (夜中起きる . 昼夜逆転 . その他)

どんな遊びができますか

遊び

好きなことはなんですか

特徴

嫌がることはなんですか

こだわりはありますか

学校のことでは気になること、確認したいこと

保育・教育

保健・医療で気になること、確認したいこと

保健医療

自助グループに関する意見（参考）

第2回 療育・教育部会での山城 健児 部会員の 新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画（案）に対する意見

- ・自助グループとして、月1回集まっておしゃべりする場を設けている。成人しても、他の人たちとの関わりの中で学ぶことも多く、親も高齢になり中々外に出なくなったりということもあるため、同じ課題を抱えているグループで集まることも大切である。
- ・ニーズによって自助グループを変えて取組んでいる。マッチングもあるため、一度相談してから案内している。就労前準備の居場所や、ひきこもりの子を持つ親の集まり等インフォーマルな活動である。いつ来てもよいし、何をしてもよい、居場所であり、仲間がいて、相談できるという場所が必要。本人のペースに合わせ、時間をかけて支援していくことで、支援がうまくいっている状況がある。自己理解を丁寧に行うことが大事で、本人に自信を持たせることが大事である。また、自助グループについての必要性については、市町村実態調査の中でも意見として挙がっている。

第1回発達障害者支援体制整備委員会での泉川 良範 委員の 新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画（案）に対する意見

- ・就労前準備の居場所の必要性、自助グループのニーズ等の指摘は、沖縄県の課題である。
- ・卒業した後、発達支援から就労支援になる中で、発達障害は適応障害のため、自分で生活を企画して自立して生活するのは非常に困難である。
- ・就職する知性や能力は備わっていても、生活全般は成立しないということが、成年期に起こっている。そのため、就労支援の前に就労前準備としての生活支援も含めて支援するという発想が重要である。

沖縄県障害者自立支援協議会 療育・教育部会 年間活動計画 工程表 (案)

H27. 2. 3

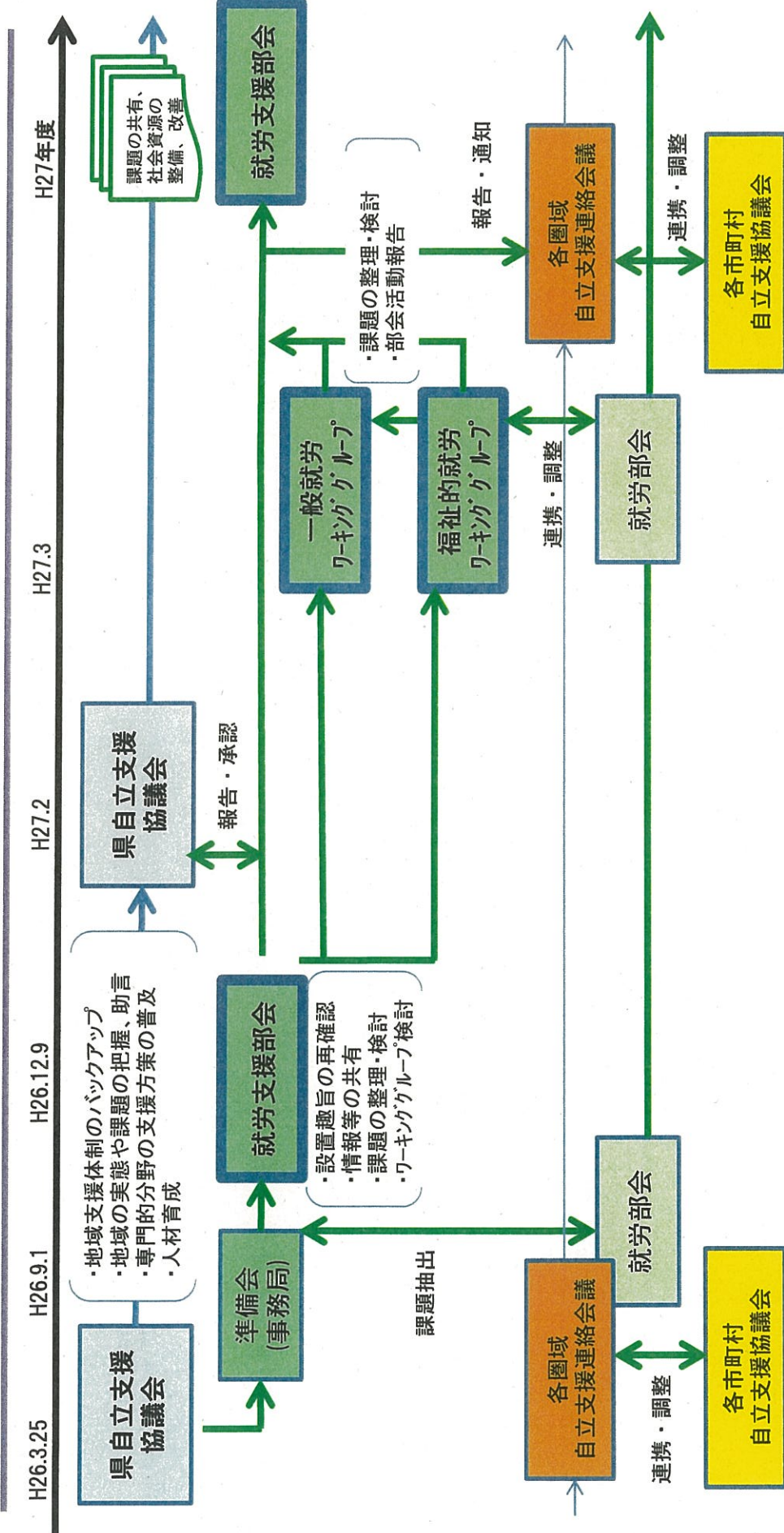
会議名・ 年度・月	平成26年度					平成27年度								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県自立支援協議会 2/12 ・部会報告/年間計画承認 ・各圏域報告 ・抽出課題協議	○													
療育・教育部会 開催予定協議事項					●			●			●			
					①医療的ケアが必要な障害児の対応について ②新たな「支援ファイル」の普及について ③障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制 ④自助グループの普及に係る取組について ⑤その他			①医療的ケアが必要な障害児の対応について ②新たな「支援ファイル」の普及について ③障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制 ④自助グループの普及に係る取組について ⑤その他			●	①医療的ケアが必要な障害児の対応について ②新たな「支援ファイル」の普及について ③障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制 ④自助グループの普及に係る取組について ⑤その他	○	
支援ファイルワーキング 開催予定協議事項														
						○		○			○			
					①普及について ・活用機関の具体化 ・各分野の行政機関との申し合わせ ・保護者への説明や広報等について ②管理方法について ・個人情報等の管理 ・当事者及び保護者の同意を得る方法 ・開示のルール作り ③たき台について ④その他 ・対象児童について			①普及について ②管理方法について ③内容について ④その他			○	①普及について ②管理方法について ③内容について ④その他		
関係会議等								○					○	
														○

注1 ●は、部会開催、○は、その他

発達障害者支援体制整備委員会

発達障害者支援体制整備委員会

沖縄県障害者自立支援協議会 就労支援部会の活動イメージ（案）



考え方

- ・部会立ち上げ前に準備会を開催し、各圏域自立支援連絡会議で解決できない課題や、県全域で共有すべき課題等を各圏域(就労部会)から抽出した。
- ・県就労支援部会で、2つのワーキング(一般就労ワーキング、福祉的就労ワーキング)を設ける事が承認された。
- ・県就労支援部会の活動や、次年度計画は県自立支援協議会に報告し、承認を受け、その後、各圏域に報告する流れ。

●各圏域からの県就労支援部会への提案等一覧

提案事項	提案趣旨	課題	考え方(案) (たたき台)
<p>①障害者就労施設等物品の優先調達推進 (北部・八重山圏域提)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県障害者優先調達推進方針が平成25年11月から施行されているが、北部圏域の各市町村では、必要な措置を講じる取組みが遅れている。 現時点では、障害者就労施設等物品の優先調達における効果も見えづらい。 調達実績の公表・評価や普及等のための周知など、活性化に向けた取組みをしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の各市町村では、方針は未策定であり、障害者就労施設等からの供給可能な物品の情報を把握していない状況もある。 県として、物品情報等の周知、調達実績の公表及び評価等を行うこと等で、県内全域での取組みの活性化へ繋げる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度調達方針を策定していない市町村に対し、法律等の内容を確認のうえ早期に策定し、法令遵守するよう、指導・助言等を行っているところ。 障害者就労施設等が提供できる物品等や官公需について、県HPで公表していく他、一般財団法人沖縄県セルフセンターの共同受注窓口を利活用し、相互の情報提供・共有を図ってきたい。
<p>②特別支援学校高等部卒業後のスムーズな就労継続支援B型の利用について (中部圏域提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、就労継続支援B型の利用については、経過措置により就労移行支援事業の暫定支給決定による事前アセスメントがなくても(協議会等からの意見を徴すること等により判断し)就労継続支援B型を利用できることになっている。 経過措置が今年度末で終了するため、今後の体制について、課題を県全体で検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業暫定利用の時期の確保 18歳到達していない者が障害福祉サービスを利用するためには、児童相談所等の意見書が必要となるが、時期が集中した場合、それらの機関が対応できるのか。 者みなしによる支給決定となるため、就労移行支援の支給決定期間中は、放課後等デイサービスの利用ができなくなる。 就労移行支援事業所の受入態勢は可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先調達の取組みとして、平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行に伴い、官公需の受注拡大のため、「共同受注窓口」としてのセルフセンターの役割を強化していくこととしている。 今年度、共同受注窓口を整備するための経費を予算化し、セルフセンターに委託する予定である。当該委託事業の中で提案趣旨に沿った事業実施を行うこととしている。
<p>③就労支援事業所等の職員のスキルアップと関係機関との連携 (南部圏域提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労系事業所が増加する中、事業所職員の資質向上は、サービス提供の質の確保の面でも、必要不可欠である。 そのためには、各圏域の就労部会やナカボツセンター、相談支援事業所との連携を強化し、事業所職員に対する研修会や関係機関との連携を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとに、事業所職員と市町村職員に対する研修会を実施できれば、職員スキルアップや福祉サービスの質の確保に繋がる。 サービス事業所の申請・許認可業務は、本庁で実施しており、保健所の実地指導時に、当該事業所に対する情報の把握が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 県相談支援・人材育成部会で、サビ管フォローアップ研修を企画し、実施予定である。 県就労支援部会で継続検討したい。 なお、毎年、集団指導の場において、障害者施策の制度改正の説明や障害福祉サービスの提供に係る留意点などの指導を行っている。 その他、各福祉保健所における実地指導に際して、当該指定障害福祉サービス事業者に係る情報等(指定台帳など)については、その旨お話し頂ければ、提供していきたい。

提案事項	提案趣旨	課題	考え方(案) (たたき台)
<p>④職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の本県開催について (北部・中部圏域提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年、就労支援事業所の増加が著しいが、それまで福祉事業の経験のない新規参入者も多く、サービスの質の担保が求められている。 当研修の本県開催には強い要望があるが、予算確保と準備に当たる人員、現地での講師及び実習受け入れ企業の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修開催にあたっては、予算の確保等が必要。 また、全圏域での質の向上が求められるため、県全体での対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修開催にあたっては、ニーズ把握が必要であると同時に、研修実施の効果や現行のジョブコーチの状況の検討が必要。 那覇市のジョブサポーターの取り組みを各市町村へ発信するなど、各市町村での取り組みの参考となると考える。
<p>⑤企業との交流機会の創出 (八重山圏域提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークやナカボツセンターが中心となって、企業開拓に取り組んでいるが、従業員50名未満の障害者雇用率制度に該当しない個人商店・零細企業がほとんどで、なかなか取り組みが進まない。 企業側との交流事例があれば、連携先となった関係機関の構成や実施内容、課題や期待できる成果など、具体的な内容を県就労支援部会で収集し、各圏域へ情報提供していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域では、個人商店・零細企業が多く、障害者雇用は、大手スーパーやリネンサプライ、清掃業務が大多数を占め、雇用がほぼ定着・定員を充足していることから、新規の採用枠が少なく厳しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業側との交流事例などの好事例について、関係機関からの情報収集に努め、把握できた情報については各圏域に情報提供したい。 各圏域における好事例について、情報提供をお願いしたい。
<p>⑥精神障害者の就労支援について (事務局提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用のうち、精神障害者の増加割合が大きい状況であり、精神障害を抱えて働く人が増えている。 平成30年4月から精神障害者も、障害者雇用の対象に加えるよう定めた改正障害者雇用促進法が施行される。 今後、精神障害者の雇用が増加すると見込まれる中で、受入環境整備や職場定着支援について検討が必要である。 		

沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会運営要領

(趣旨)

第1条 県は、沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、医療・福祉の関係機関と行政が連携協働し、精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の整備を推進するために必要な意見を聴取するため「沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について委員からの意見を聴取する。

- (1) 精神障害者の支援に係る関係機関の連携に関すること。
- (2) 精神障害者の支援推進のために実施する研修等の企画及び実施に関すること。
- (3) 各圏域の精神障害者地域移行支援に係る困難事項に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) その他子ども生活福祉部障害福祉課長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。
- 3 委員の再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会は、子ども生活福祉部障害福祉課長が招集し、議事進行を行う。

2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部障害福祉課長は協議会の議事進行を担当するものを指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

3 協議会は必要に応じ、関係機関又は団体等の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は子ども生活福祉部障害福祉課長が定め、協議会に報告する。

附 則 (平成25年4月11日制定)

この要領は、平成25年4月11日から施行する。

附 則 (平成26年7月17日制定)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年度沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会委員名簿

NO	区分	所属	役職名	氏名
1	学識経験者	沖縄国際大学 (人間福祉学科)	准教授	知名 孝
2	医療関係者	沖縄県精神科病院協会 (平和病院)	会長	小渡 敬
3		沖縄県精神科病院協会 (天久台病院)	相談室長会会長	中下 綾子
4		沖縄県精神科外来医会 (パークレーいむる心のクリニック)	会長	伊室 伸哉
5		日本精神科看護技術協会沖縄県支部 (嬉野が丘サマリヤ人病院)	支部長	城間 清一
6		独立行政法人国立病院機構琉球病院	副院長	福治 康秀
7		沖縄県立精和病院	精神科部長	宮川 治
8		福祉関係者	那覇市(障がい福祉課)	主幹
9	読谷村(福祉課)		課長	大城 真悠美
10	公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会 (相談支援事業所てるしの相談員)			城間 優
11	一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 (那覇市地域生活支援センターなんくる施設長)			兼浜 克弥
12	特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク (地域生活支援センターウェブ所長)		副理事長	安村 勤

新規採択事業について

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、消費税等を財源として創設された「新たな財政支援制度」を活用した「精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業」が、沖縄県の平成 27 年度予算で採択された。

具体的には、下記の 3 つの細事業で構成される。

- ① 地域における医療と福祉の連携体制整備事業【コーディネーター事業】
- ② 精神障害入院患者に対する地域定着試行事業【地域定着試行事業】
- ③ 早期退院・地域定着支援院内委員会推進事業【院内委員会事業】

これら 3 事業について、効果的な事業実施のため、関係者の意見を聞きながら事業の実施スキームを検討し、それに基づき事業実施要綱等を制定し、執行していきたい。

① (地域における医療と福祉の連携体制整備事業(精神障害))

【コーディネーター事業】

1 目的・ねらい

精神科医療機関と障害福祉サービス提供事業所の接着

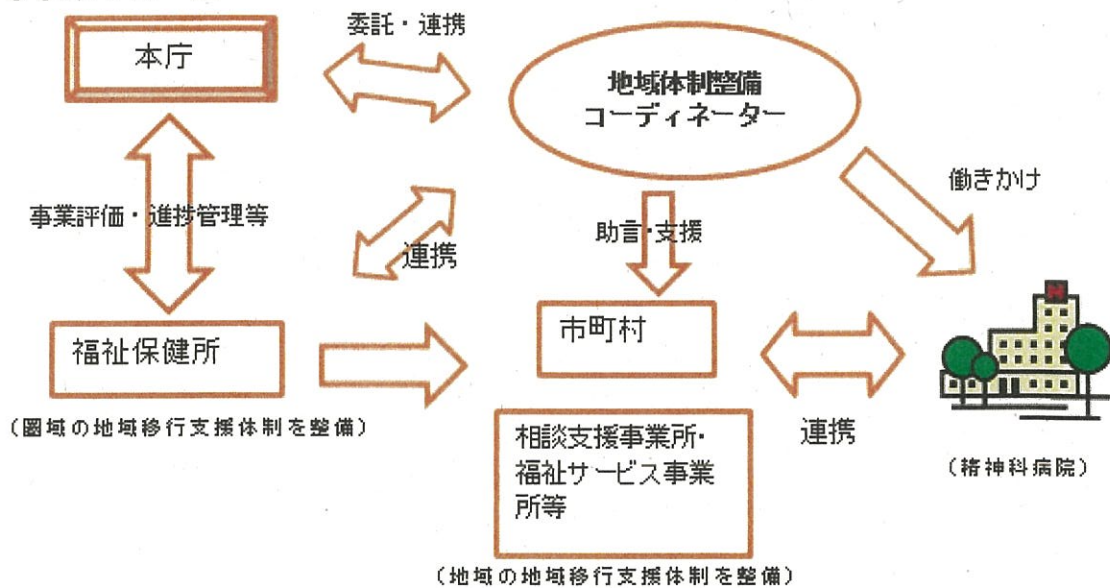
2 背景・課題

- ・精神科医療機関のみで、入院患者の地域における障害福祉サービス事業所を把握して、連携をとることはマンパワーの面から不十分
- ・病院と障害福祉サービス事業所との連携は十分でない。
- ・障害福祉サービス事業所だけで精神科病院内へ入っていくのは困難

3 事業内容

地域での医療と福祉の連携体制を整備するため、地域体制整備コーディネーターを配置する。

○事業フロー図



4 予算額

委託料

$$20,550 \text{ 円} \times 48 \text{ 回数} \times 5 \text{ 人数} = 4,932,000 \text{ 円}$$

1日当たり基準額

② (精神障害入院患者に対する地域定着試行事業)

【地域定着試行事業】

1 目的・ねらい

- ・精神障害入院患者本人に、退院意欲の喚起や地域生活のイメージを持ってもらう。
- ・障害福祉サービス提供事業者の精神障害者に対する意識を改善してもらう。
- ・退院後の地域での受け入れを円滑にする。

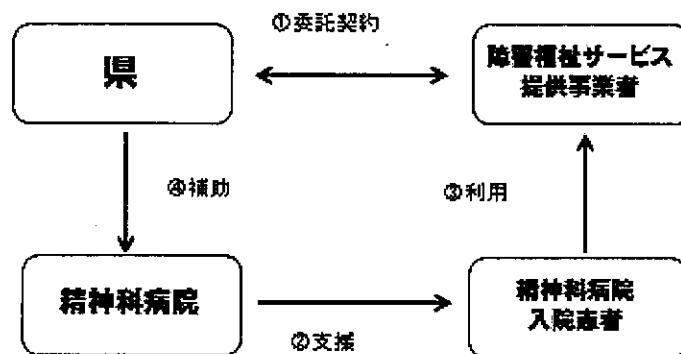
2 背景・課題

- ・精神障害入院患者は、地域で生活を行うイメージが持ちにくい
- ・退院後の環境変化への不安が強いなどの理由から退院を選択しない傾向がある。
- ・精神障害に対する意識の問題から、障害福祉サービス事業者が精神障害入院患者を受け入れたがらない傾向も見られる。

3 事業内容

退院し地域で生活を行うため、実際に障害福祉サービスを短期的に利用し、地域生活を行う。

○事業フロー図



4 予算額

委託料

ア 障害福祉サービス提供事業者	1,008,000円
イ 入院患者所属支援者	648,000円
計 ア+イ	1,656,000円

③（早期退院・地域定着支援院内委員会推進事業）

【院内委員会事業】

1 目的・ねらい

- ・医療保護入院退院支援委員会（院内委員会）に患者本人が地域援助事業者に出席を求めた場合に、円滑に出席できるようにする。

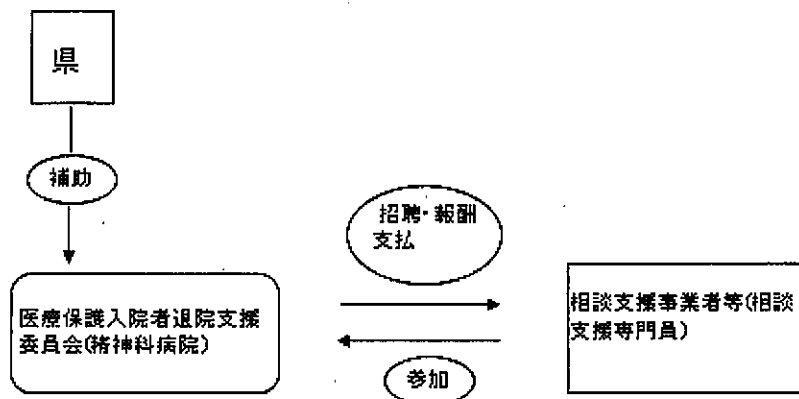
2 背景・課題

- ・改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行（平成26年4月1日）
- ・医療保護入院の見直しで、病院管理者には地域援助事業者（相談支援事業者等）と連携して退院促進のための体制整備が義務づけられた。
- ・医療保護入院退院支援委員会（院内委員会）が設置されることになった。
- ・地域援助事業者は、患者本人からの申出により出席の要請があった場合、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めることとなっている。
- ・その出席に対し、国から報酬が支払われる仕組みがない。
- ・多忙な相談支援専門員から、院内委員会に出席できるものを確保するのは、困難との声もある。

3 事業内容

- ・院内委員会に地域援助事業者が出席し、それに対し報酬を支払った病院に対して、補助金を交付する。

○事業フロー図



4 予算額

補助金 1,260,000 円

1回当たり 4,200 円 × 1日 × 12月 × 25病院 = 1,260,000 円

沖縄県障害者自立支援協議会 相談支援・人材育成部会 部会員名簿

	分野	氏名	所属・職名	電話・FAX・ メールアドレス
1	相談支援事業者	伊波 剛	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	0980-43-8295 0980-43-5994 tsuyoshi5096@gmail.com
2		久手堅 憲太	株式会社 hull house 相談支援センター ハルハウス 相談支援専門員	098-998-8886 098-998-8887 070-5276-0976 hullhouse01@ark.ocn.ne.jp
3		熊谷 晋	社会福祉法人 残波かりゆし会 北谷町地域活動支援センター たんぽぽ 相談支援専門員	926-3500 926-3515 kumagai@tanpopo-chatan.jp
4		田盛 正士	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 地域生活支援センター うらら 管理者兼相談支援専門員	936-2994 936-2989 urara@syakyo.chatan.jp
5		玉城 博一	社会福祉法人 残波かりゆし会 地域活動支援センター みつ葉 相談支援専門員	958-7786 989-6428 (090-6864-0850) happy.mituba@heart.ocn.ne.jp
6		兼濱 克弥	沖縄県精神保健福祉会連合会 那覇市地域生活支援センター なんくる 施設長	098-836-6971 098-836-6977 chiiki_nankuru@yahoo.co.jp
7		大城 奈津子	社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会 糸満市障害者生活支援センター 陽だまり 相談支援専門員	098-840-8468 098-840-8469 hidamari21@titan.ocn.ne.jp
8		南風原 礼	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 相談支援事業所 ひらら 相談支援専門員	TEL 0980 (72) 6668 FAX 0980 (74) 2130 m5000mail@mopera.net
9	教育・雇用関係機関	玉元 直	一般社団法人 一三三 楽学書サポート アチェンド 施設長兼サービス管理責任者	098-943-7300 098-943-7300 080-3794-5485 boss.gorilla0123@gmail.com
10	学識経験者	島村 聡	学校法人 沖縄大学 人文学部福祉文化学科 准教授	TEL&FAX 098-993-5065 shimamura@okinawa-u.ac.jp
11	圏域アドバイザー	安村 勤	(特) 名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェーブ 施設長	
12		津波古 悟	(特) なちゅら福祉ネット 広域相談支援センターfit センター長	
13		溝口 哲哉	(福) 若竹福祉会 地域生活支援センターEnjoy センター長	
14		清水 聡	(福) ムサアザ福祉会 地域生活支援センターさばーと 施設長	
15		津嘉山 航	(株) ゆにばいしがき 管理者	
	関係機関		発達障害者支援センター	098-982-2113 098-982-2114 gajyumarushoni.or.jp

注1 「初任研」、「現任研」、「サビ管」等の研修関係の各ワーキングでは、これら部会員とは別に、社会福祉士会（2～3人）と講師が参加する（できる）ものとする。

注2 発達障害者支援センター（1人）は、予算定数の別枠で参加できるものとする。

沖縄県障害者自立支援協議会 療育・教育部会 構成員名簿

分野	氏名	所属・職名
相談支援事業者	安里 宏之	NPO法人なちゅら福祉ネット 理事長
	小浜 ゆかり	NPO法人 わくわくの会 さぼーとせんたーi 所長
教育・雇用関係機関	大城 政之	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事
圏域アドバイザー	溝口 哲哉	(福)若竹福祉会 地域生活支援センターEnjoy センター長
	安村 勤	(特)名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センター ウェーブ 施設長
	津波古 悟	(特)なちゅら福祉ネット 広域相談支援センターfit センター長
	清水 聡	(福)ムサアザ福祉会 地域生活支援センター さぼーと 施設長
	津嘉山 航	(株)ゆにばいしがき 管理者
保健・医療関係者	勝連 啓介	社会福祉法人 五和会 名護療育園 診療部長 (医学博士)
	當間 隆也	わんぱくクリニック 小児科医師
障害福祉サービス事業者	東盛 絢子	社会福祉法人 わしの里 サポートセンター どりいむ 相談支援専門員
	久高 奈央	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ふれあいの里 療育支援事業担当者
	池田 朝彦	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会協会 沖縄南部医療センター 相談支援班長
	山城 健児	特定非営利活動法人べあ・さぼーと 所長
市町村	佐久川 博美	那覇市療育センター 主幹 臨床心理士
関係機関		発達障害者支援センター がじゅま〜る

注1 発達障害者支援センター（1人）は、予算定数の別枠で参加できるものとする。

沖縄県障害者自立支援協議会 就労支援部会 部会員名簿

	分野	氏名	所属・職名	備考 (候補理由等)
1	北部圏域の代表等	中村 淳子	北部圏域就労支援部会 部会長 社会福祉法人 名護学院 障害者就業・生活支援センター ティーグ&テムテム センター長	各圏域から3名以内 (候補選出基準) ①圏域の課題を把握している就労 部会長など ②障害者就業・生活支援センター の機能等を把握しているセンター 長など ③障害福祉サービス事業者
2		前田あやの	社会福祉法人名護学院ワークサポートひびき サービス管理責任者	
3	中部圏域の代表等	玉元 直	中部圏域就労部会 部会長 (アチェンド 施設長兼サービス管理責任者)	
4		幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援センター センター長	
5		葛原 明美	NPO法人ミラソル会 就労サポートセンターミラソル センター長	
6	南部圏域の代表等	吉川 嘉朝	南部圏域就労部会 部会長 社会福祉法人 若竹福祉会 南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ センター長	
7		久手堅 憲太	株式会社 hull house ハルハウス 代表	
8	八重山圏域の代表等	明 静子	八重山圏域就労部会 部会長 社会福祉法人 わしの里 八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ 主任就業支援員	
9		祖納 順一	社会福祉法人 わしの里 大浜工房 サービス管理責任者(部会員)	
10	宮古圏域の代表等	神聖 裕丈	社会福祉法人 宮古福祉会 障害者就業・生活支援センター みやこ センター長	
11		竹澤 美紅	NPO法人 マーズ 就労移行支援事業所 くこりもや 支援課長兼サービス管理責任者	
12	教育・雇用関係機関	崎原 妙子	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄障害者職業センター 統括障害者職業カウンセラー	ジョブコーチ、 その他研修等
13	"	伊福 美香	沖縄労働局 職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官	障害者就業・生活支援センター担 当官
14	"	喜瀬 一史	一般社団法人 沖縄県セルフセンター 事務局長	優先調達関係
15	"	與那覇 広次	県立沖縄高等特別支援学校 校長 (沖縄県特別支援学校進路指導研究会)	
16	企業関係	新崎 恭正	株式会社サンエー 人事部長 (一般社団法人 沖縄県経営者協会)	県経営者協会より推薦
17	"	一瀬 宗也	株式会社アイセックジャパン 代表取締役 (沖縄県中小企業家同友会 健康者委員会委員長)	県中小企業家同友会より推薦
18	圏域アドバイザー	安村 勤	(特) 名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センター ウェーブ 施設長	
19	"	津波古 悟	(特) なちゅら福祉ネット 広域相談支援センター fit センター長	
20	"	溝口 哲哉	(福) 若竹福祉会 地域生活支援センターEnjoy センター長	
21	"	清水 聡	(福) ムサアザ福祉会 地域生活支援センター さぼーと 施設長	
22	"	津嘉山 航	(株) ゆにばいしがき 管理者	
	関係機関		発達障害者支援センター がじゅま〜る	
事務局				
1	県(子ども生活福祉部)	渡久山 和之	障害福祉課 地域生活支援班 班長	
2	"	眞壁 あやの	障害福祉課 地域生活支援班 主査	
3	"	古市 実哉	障害福祉課 事業指導支援班 班長	
4	"	伊敷 範子	障害福祉課 事業指導支援班 主任	
5	県(高工労働部)	與儀 尚	雇用政策課 雇用対策班 班長	
6	"	金城 智子	雇用政策課 雇用対策班 主査	

注1 発達障害者支援センター(1人)は、予算定数の別枠で参加できるものとする。